

せいそう 労働者 速報

2016 年 9 月 15 日

No. 1101

東京清掃労働組合

企画・総務局

9月15日 特別区人事委員会に対し要請を実施

東京清掃:特別区職員の生活実態に則した勧告を求める
人事委員会:職員の給与水準は民間従業員との均衡が基本

例年、特別区人事委員会（以下、人事委員会）の勧告は、10月上旬に示されます。東京清掃は9月15日に人事委員会に対して、2016人事委員会勧告に係る要請行動を行いました。

この日の要請行動は、午前10時から実施されましたが、各地連の議長、事務局長、一組総支部代表、常任中央執行委員22名で臨みました。



特別区人事委員会要請 2016.9.15

東京清掃（主な要請内容）

- ① 本年の人事委員勧告をどう受け止められたのか。
- ② 首都圏で生活する特別区職員の生活実態に則した勧告を行うこと。
- ③ 世帯形成及び子育て等による支出が嵩む層に十分に配慮しつつ、すべての給料表において号給の増設を行うこと。
- ④ 一時金の改定については、同種同等比較を原則とし、期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は労使協議によるものであることを尊重し、意見の申し出は行わないこと。
- ⑤ 地域手当については、本給に繰り入れること。
- ⑥ 配偶者に係る扶養手当については、国の見直しに追随することなく、生活環境と働き方の変化を鑑み、慎重に対応すること。
- ⑦ 再任用賃金水準について、特別区の実態に相応しい制度を確立すること。
- ⑧ 民間給与実態調査と勧告作業の状況、勧告時期について明らかにすること。

特別区人事委員会（主な回答内容）

- ① 人事院勧告について、職種別民間給与実態調査結果に基づきながら、国の状

況を踏まえた勧告・報告を行ったものと認識。

- ②職員の給与決定については、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本。給与決定の際、考慮すべき生計費につきましては、総務省の家計調査等に基づいて算定。
- ③給料表の策定については、公民較差の状況等を踏まえ、職務・職責の給与への的確な反映という観点から検討。
- ④一時金については、民間の支給状況や考課査定分の配分状況について調査した結果や、国及び他団体の状況を踏まえ、報告・勧告を実施。
- ⑤地域手当については、国及び他団体との制度的均衡を図るという考え方を基本。
- ⑥配偶者に係る扶養手当については、人事院勧告の内容について精査し検討。
- ⑦再任用賃金水準は、国及び他団体の動向や区の状況に留意しながら対応。
- ⑧民間給与実態調査及び勧告作業の状況等について、特別区における民間給与の状況及び区の職員給与の状況について精査するなど作業を行っているところ。勧告時期等については、現時点でお示しすることはできない。

1 要請日時 2016年9月15日（木）午前10時00分～10時25分

2 要請会場 区政会館16階16C会議室

3 出席者

【東京清掃】桐田中央執行委員長、坂本副委員長、中里副委員長、染書記長、多田書記次長、渡辺常任中執、西村常任中執、野崎常任中執、倉貫常任中執、笠原第1地連議長、塚原第1地連事務局長、金子第2地連議長、原田第2地連事務局長、久保第3地連議長、鈴木第3地連事務局長、嶋根第4地連議長、山口第4地連事務局長、山本第5地連議長、岩井第5地連事務局長、駒井一組総支部執行委員、奈良一組総支部執行委員

【特別区人事委員会】河内事務局長、栗原事務局次長、星野任用課長、柳清水給与課長

4 要請の流れ

<委員長>

委員長の桐田です。それでは最初に、私から発言させていただきます。

本日は、お忙しい中、私どもの要請にお時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。

給与勧告作業も最終段階だと存じます。本日は、私ども東京清掃労働組合組合員の切実な思いを要請させていただきますので、要請



人事委員会事務局長に要請書を手交

内容を真摯に受け止め、誠意ある回答がいただけますようお願い致します。

(要請書読み上げ、手交)

特別区職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に心から敬意を表します。

本日は、貴委員会に対し、労働基本権の代償措置である第三者機関としての中立かつ公平な立場で、首都圏で暮らす特別区職員の実質的な処遇改善に繋がる勧告を実施することを求めて要請を行わせていただきます。

8月8日、人事院は2016年の官民比較に基づき、月例給0.17%、額にして平均708円、一時金については、民間の支給割合が4.32月といずれも民間が公務を上回っていることから、0.1月引き上げるとした本年の給与改定に関する勧告を行いました。3年連続となる月例給・一時金の引き上げ勧告は、民間大手企業を中心とする賃上げ状況を一定反映したものと見ることはできますが、職員の実質賃金の低下を押しとどめるものとはなっていません。

国家公務員の場合、給与制度の総合的見直しによる現給保障の関係から、引き上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なおも較差が残ることから、地方公務員には支給されない本府省業務調整手当の手当額の引き上げの一部を4月に遡及して実施することとしています。

さらに、一時金については、現行の支給月数4.2月から4.3月へ0.1月の引き上げとなったものの、民間事業所における支給実態を踏まえ、引き上げ分はすべて勤勉手当に配分とされています。期末・勤勉手当の支給割合については、期末手当に重点を置くべきであり、支給割合及び支給月数は、労使協議によるものであることを尊重し、「意見」の申し出は行わないことを求めます。

私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労組法適用の労働組合であります。労働協約締結権が認められていることを踏まえ、職員の賃金その他の労働条件にかかわっては、これまで通り労使交渉に基づく改定が図られなければなりません。貴委員会の勧告内容は、現業系職員の給与改定にも大きな影響を及ぼすことも事実であります。

貴人事委員会は、人事院勧告に追随することなく、労働基本権制約の代償機関として、全国一生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を踏まえた、中立かつ公平な立場で自主的・主体的に勧告を行うことを求めます。

貴人事委員会においても、民間給与実態調査の集計と分析が一定程度進められていると推察します。調査の実施状況、現在の勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにするとともに、十分な労使協議期間を確保するためにも、早期に勧告を行うことを強く求めるとともに、何点かにわたって貴委員会の考え方を伺います。

本日の私どもの要請は8項目であります。引き続き、書記長から具体的に要請させていただきます。

＜書記長＞

書記長の染です。私からは具体的な内容について、発言させていただきます。

まず、**本年の人事院勧告について**です。

人事院は8月8日、月例給について官民較差が708円（0.17%）、一時金については民間の支給割合が4.32月と、いずれも民間が公務を上回っていたことから、3年連続して月例給・一時金ともに引き上げる勧告を行いました。

月例給については、俸給表の引き上げにより解消することとし、民間との初任給に差があることをふまえ、若年層について1,500円程度、再任用を含むその他400円を基本に、平均で0.2%引き上げることとしました。

しかし、給与制度の総合的見直しによる現給保障の関係から、引き上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお較差が残ることから、地方公務員には支給されない本府省業務調整手当の手当額の引き上げの一部を4月に遡及して実施することとしています。

特別区においては、単なる「人勧準拠」では、高物価の首都圏で暮らす特別区職員の給与水準を確保、底上げしていくことが困難な状況にあります。

まず、貴委員会が本年の人事院勧告をどう受け止められたのかお伺いします。

次に、**特別区職員の生活実態を反映した勧告について**です。

職員の給与は、生計費やその他の事情をも考慮したうえで定められるべきものです。物価や家賃など全国一の生計費を必要とする特別区職員の生活実態を精確に反映した勧告は組合員の切実な願いです。特別区人事委員会は、そのことを真摯に受け止めて、組合員の声に応えていただきたいと思います。標準生計費の算出方法については、住宅事情やその他の諸経費を含め、首都圏で生活するうえで多額の生計費を必要とする実態に則したものとすることを求めます。

また、給料表の改定については、大手企業を中心とする民間の賃上げ状況、春闘結果を反映した引き上げ改定を勧告するとともに、引き上げにあたっては全年齢層を対象に改定することを求めます。

次に、**給料表の策定にあたって**です。

労働団体の報告によると、初任給については、民間で大卒採用を行った事業所49.7%のうち、初任給を増額した事業所の割合は31.0%であり、昨年に比べ1.2ポイント増加しています。一方、大卒初任給据置事業所の割合は昨年度から1.1ポイント減の68.6%、東京都特別区では昨年度から1.4ポイント増の69.7%となっており、若干の増減はあるものの、依然として民間の初任給据置き割合は高い状況にあります。たとえ民間で初任給据置きの割合が高くても、全体のバランスを取りつつ初任給を改善することは、地方公務員を含めた人材確保の観点からも引き続きの重要な課題であり、世帯形成及び子育て等による家計費の支出が嵩む層に十分に配慮した改善をすることと併せ、職務への意欲を維持する観点からもすべての給料表において号給の増設を行うことを求め

ます。

次に、**一時金の改定について**です。

労働団体調査による一時金の平均支給月数・額は、2015 年年末については前年比で月数集計 0.06 月増、額集計は 13,118 円増となっています。2016 年一時金の回答では、夏季は前年比で月数集計 0.07 月増、額集計は 19,635 円増、年間では前年比で月数 0.02 月増、額集計 20,114 円減という状況であり、年間額の減を除いて概ね昨年を上回る回答となっています。

支給月数の増をすべて勤勉手当に充てるのは 3 年連続であり、本来、期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は、労使協議が尊重されるべきものです。支給月数の増を勤勉手当へ配分とした人事院の姿勢は、中立・公正な第三者機関としての役割と責任を放棄したものと言わざるを得ません。

そもそも一時金については、民間では住宅手当や通勤手当など諸手当を含む所定内賃金を算出基礎としていることに対し、特別区職員は、給料月額、地域手当、扶養手当が算出基礎となっており、民間との算出基礎が異なります。

一時金についても月例給と同様に同種同等比較を原則とし、期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は、労使協議によるものであることを尊重し、「意見」の申し出は行わないことを求めます。

次に、**地域手当の本給繰り入れについて**です。

現在、特別区職員の地域手当は、20%にも及び、もはや手当と呼ぶに相応しいものではありません。

国家公務員は全国各地に勤務先が存在することから、地域手当の合理性が一定程度認められますが、基本的に 23 区内に勤務する特別区職員には何ら合理的な理由も道理も認められるものではありません。

また、給料と地域手当の配分を変更、つまり地域手当の支給割合を増やせばその原資が必要となり、給料月額の減額を余儀なくされ、そのことにより、退職金等に大きな影響を及ぼすものです。地域手当の本給繰り入れるべきです。

次に、**配偶者に係る扶養手当の見直しについて**です。

人事院は、扶養手当の見直しについて、配偶者手当を 13,000 円から他の扶養親族にかかる手当額と同様 6,500 円に段階的に減額するとともに、配偶者にかかる手当の減額により生じる原資を用いて、子どもにかかる手当を段階的に 10,000 円に引き上げることとしました。

人事院が配偶者に係る手当額の特別扱いをやめることにした根拠は、民間における見直しの動向と民間準拠の考え方です。昨年の民調による配偶者に対する支給月額 13,885 円であったのに対し、本年民調による配偶者に対する支給月額は 14,024 円と昨年より増えており、今回の見直しは民間の動向では説明できないものです。

扶養手当制度の見直しは、制度の意義を踏まえた上で、共働きの増加などの家族のあり方の変化や少子高齢化など、生活・社会環境の変化に沿った主体的

な見直しが問われているのであり、手当の支給状況や雇用環境も踏まえた十分な労使協議に基づく対応が求められます。

貴委員会においては、国の見直しに追随することなく、今日の生活環境と働き方の変化を鑑み、慎重に対応されることを求めます。

次に、**再任用賃金水準**についてです。

再任用職員の給与について、昨年、貴委員会は「引き続き国における今後の検討状況や民間の動向を注視するとともに、各区における再任用制度の運用状況等の把握に努める」と述べるにとどまり、具体的な制度構築に向けた言及を避けました。本年、再度同様の結論は許されるものではありません。

再任用職員は定年前と同様の職務につき、区政に貢献しているにもかかわらず、定年前に比べて賃金水準は大幅に引き下げられています。無年金期間が拡大する一方で、再任用職員の賃金水準は放置されてきたのです。

無年金期間における生計費の確保の観点からも、現行を上回る賃金水準とすることは必須であります。長年の知識や経験を踏まえ、再任用職員の能力を十分に活用していくためにも、一時金や諸手当についても定年前職員と同様とすべきで、特別区職員の実態にふさわしい制度の確立を強く求めます。

最後に、**民間給与実態調査および勧告作業の状況、勧告時期**についてです。

委員長からの発言でもありましたとおり、私ども東京清掃労働組合は、現業・技能労務職員が主体の労組法適用の労働組合です。給与の決定については、労使協議によるものですが、人事委員会勧告の影響は強いことは言うまでもありません。十分な労使協議期間を確保するためにも、現在の民間給与実態調査の状況と勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにすることを求めます。

私からは以上です。

<人事委員会 事務局長>

はじめに、「**本年の人事院勧告をどのように受け止めているのか**」ということですが、人事院においては、民間準拠を基本として、職種別民間給与実態調査結果に基づきながら、国の状況を踏まえた勧告・報告を行ったものと認識しております。

次に、「**職員の給与の決定**」についてですが、本委員会は、職員の給与水準について民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として、給与改定を行っているところです。職員の給与を決定する際に考慮すべき事項の一つである生計費につきましては、総務省の家計調査等に基づいて算定しております。

次に、「**給料表の策定**」についてですが、公民較差の状況等を踏まえ、職務・職責の給与への的確な反映といった観点から検討してまいります。

次に、「**一時金**」についてですが、一時金につきましては、毎年、民間の支給状況や考課査定分の配分状況について調査を行い、その結果や国及び他団体

の状況を踏まえ、報告・勧告を実施しており、本年も同様の対応を行ってまいります。また、算定方法につきましては、妥当なものであると考えております。

次に、「**地域手当**」についてですが、地域手当につきましては、従来から支給割合について、国及び他団体との制度的均衡を図るという考え方を基本としており、今後もその考え方にに基づき対応してまいります。

次に、「**配偶者に係る扶養手当**」についてですが、人事院勧告の内容について精査し、検討してまいります。

次に、「**再任用職員**」についてですが、雇用と年金の接続に関しましては、国及び他団体の動向や区の状況に留意しながら、対応してまいります。

最後に、「**民間給与実態調査及び勧告作業の状況等**」についてですが、本年の民間給与実態調査は、特別区を含めた全国で約 11,700 事業所の民間従業員を対象に実施したもので、調査完了率は極めて高い結果となっております。現在、特別区内における民間給与の状況及び区の職員給与の状況について精査するなど、勧告に向けて作業を行っているところです。

勧告時期等につきましては、現時点でお示しすることはできませんが、本年の給与勧告につきましても、両調査の結果に基づいて対応してまいる考えです。

<委員長>

わが組合からの要請に対し、現時点での特別区人事委員会の考え方が示されました。

組合員の切実な思いを込めた要請に対して踏み込んだ回答が示されなかったことは、非常に不満な内容と言わざるを得ません。勧告の時期等を明らかにするよう求めたことに対し、明確な回答が示されなかったことも残念であります。

本日の要請内容は、職員とその家族の生活があることを認識していただきたいと思います。特別区職員の勤務実態は、厳しい合理化により業務量が増す一方で、給与等について抑制されるばかりで、職務に対する意欲の維持すらも困難となり、職場は疲弊しきっています。特別区人事委員会はこれらの事実を背を向けることなく、正面から受け止めるべきです。

先ほども申し上げたとおり、私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労働組合であり、現業系職員の賃金にかかわっては、これまで通り労使交渉に基づく改定が図られることになります。十分な労使協議期間の確保を見据えた対応をされることを再度要請し、締めくくりとします。

以上